

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正内容

社会と公務の変化に応じた給与制度を実現するため、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月文京区条例第27号）について必要な整備を行う。

- (1) 週休日等以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大し、「午前0時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで」とする。
- (2) 管理職員特別勤務手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を、規則で定める旨を規定する。
- (3) その他規定の整備をする。

2 新旧対照表

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十七号）

改正後（案）	現行
<p>第一条～第二十二条（略）</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第二十三条 第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十四条第一項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。</p> <p>一 第一項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務一回につき、一万円を超えない</p>	<p>第一条～第二十二条（略）</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第二十三条 第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十四条第一項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務一回につき、一万円を超えない</p>

範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額

二 (略)

4 (略)

第二十四条～第三十四条 (略)

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二 (略)

4 (略)

第二十四条～第三十四条 (略)

(新設)

3 施行期日等

令和8年4月1日